

佐賀県地域医療構想調整会議運営要綱

平成 27 年 5 月 13 日施行

平成 28 年 8 月 1 日最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 14 の規定に基づき設置する佐賀県地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第 2 条 会議は、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う。

(構成)

第 3 条 会議は、別紙に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。

2 会議に議長及び副議長を置く。

3 議長は、構成員の互選により定め、副議長は議長が指名する。

4 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を行う。

6 会議に、法第 30 条の 4 第 7 項に規定する構想区域ごとに、分科会を設置する。

7 分科会の構成は、会議において別に定める。

(運営)

第 4 条 会議は、議長が招集する。

2 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

(事務局)

第 5 条 会議の庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附則 この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

(別紙)

氏名	所属・職
池田 秀夫	佐賀県医師会会長
松永 啓介	佐賀県医師会副会長
上村 春甫	佐賀市医師会会長
平井 賢治	鳥栖三養基医師会会長
森永 幸二	唐津東松浦医師会会長
福岡 和文	神崎市郡医師会会長
島内 義弘	多久・小城地区医師会会長
古賀 義行	武雄杵島地区医師会会長
中村 秀三	鹿島・藤津地区医師会会長
小嶋 秀夫	伊万里・有田地区医師会会長
山元 章生	佐賀県病院協会理事
高柳 和弘	佐賀県有床診療所協議会会長
寺尾 隆治	佐賀県歯科医師会会長
佛坂 浩	佐賀県薬剤師会会長
三根 哲子	佐賀県看護協会会長
谷口太一郎	佐賀県保険者協議会会長
島 正義	独立行政法人国立病院機構佐賀病院院長
志田原 哲	唐津赤十字病院院長
河部庸次郎	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター院長
山下 秀一	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院院長
樗木 等	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館館長
藤原 俊之	佐賀県健康福祉部長
古川 次男	佐賀県医療統括監
野田 広	佐賀県健康福祉部理事
久保山善生	佐賀県健康福祉部副部長（医務課長事務取扱）